

## ELEC同友会英語教育学会規約

第1条（名称）本会は「ELEC同友会英語教育学会（英語名：ELEC Friends Association）」と称する。  
本会の設立は1962年（昭和37年）4月1日である。

第2条（本部）本部は、会長の勤務校におく。

第3条（目的）本会は英語教育の調査・研究を行い、会員相互の研修に資することを目的とする。

第4条（事業）本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)英語教育に関する調査・研究
- (2)実質的な指導理論・指導技術の研究と普及
- (3)英語教育に関する講習会・講演会の開催
- (4)Newsletter, 『研究紀要』の配布
- (5)その他目的を達成するために必要な事業

第5条（会員）

- (1)本会の会員は本会の趣旨に賛同する個人・団体からなり、会員は会費を納入するものとする。
- (2)会員の種類は「個人会員」「学校・団体会員」「学生会員」とする。
- (3)その年度の会費を納入した個人会員（学校・団体会員は3名まで）は、会員資格で研究大会、サマールワークショップ、教科書著者による小・中・高教科書指導法ワークショップ、研究部会等に参加する資格を得る。また、研究紀要、Newsletterが配布される。
- (4)学生会員は会員資格で研究大会と教科書著者による小・中・高教科書指導法ワークショップ、研究部会等に参加することができる。ただし、学生会員には研究紀要、Newsletterは配布されない。
- (5)学生が個人会員として登録するか、学生会員として登録するかは選べるものとする。ただし、学生会員として登録できるのは学部学生のみとする。学生会員は年度単位の登録とし、会員としての継続を望む場合は毎年会員登録するものとする。
- (6)次の場合は会員資格を失うものとする。
  - ①会員が死亡した場合。
  - ②本会の名誉を著しく傷つける行為のあった場合。
  - ③2年以上会費を滞納した場合。ただし引き続き会員として継続を希望する場合は、滞納分の会費を納めるものとする。
- (7)新入会員が1月1日より3月31日までに会費を納入した場合は、その年度と次年度の会員資格を得ることとする。

第6条（役員）本会には次の役員をおく。また、必要に応じて臨時役員（若干名）をおく。

会 長	1名
顧 問	若干名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
事務局長	1名
事務局次長	若干名
理 事	若干名
運営委員	若干名
名誉会長	若干名
監 事	2名

## 第7条（役員の任務）

- (1)会長は会務を総理し、本会を代表する。
- (2)顧問は理事会等の会議に出席することができ、会の運営の職務を行うことができる。
- (3)副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- (4)理事長は理事会を総括する。
- (5)事務局長は本会の事務局を構成し、本会の事務を行う。
- (6)事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは事務局長の職務を代行する。
- (7)理事は理事会を組織し、会の業務を決議し、執行する。
- (8)運営委員は、理事会に出席することができ、同友会活動の企画及び、必要な事項の運営に当たる。
- (9)名誉会長は理事会等の会議に出席することができ、会の運営の職務を行うことができる。
- (10)監事は民法第59条の職務を行う。

## 第8条（役員の選出）

- (1)会長、副会長、理事長、理事、運営委員および監事は理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。
- (2)事務局長、および事務局次長は会長が委嘱するものとする。
- (3)顧問は、理事会で委嘱された者とする。
- (4)名誉会長は、会長経験者の中から理事会で承認された者とする。

## 第9条（役員の任期）

- (1)役員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。
- (2)顧問の任期は1年とし、重任を妨げない。
- (3)欠員が生じて補充された方の任期は前任者の残任期間とする。

## 第10条（会議）

- (1)本会の会議は総会、理事会、人事委員会、及び部長・委員長会とする。
- (2)総会は年1回会長が招集して行う。
- (3)理事会は随時、会長が招集して行う。
- (4)人事委員会は会長が招集して行う。
- (5)部長・委員長会は会長が招集して行う。

## 第11条（研究部会）

- (1)本会は第3条の目的を達成するため、研究部会をおく。
- (2)研究部会の発足、停止、廃止については理事会において決定する。
- (3)研究部会には3名の運営責任者を置き、そのうちの1名を部長とする。
- (4)部長は理事会に出席し、活動状況等を報告する。

## 第12条（支部）

本会は理事会の承認を経て支部をおくことができる。

## 第13条（会計）

- (1)本会の経費は会費、寄付金、およびその他の収入をもって充てる。
- (2)会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (3)会費は個人会員年額5,000円、学校・団体会員年額10,000円、学生会員年額1,000円とする。ただし、顧問、監事、および名誉会長の会費を免除する。
- (4)本会の会計担当は事務局長または事務局次長とする。

第14条（予算決算）本会の予算および決算は、理事会の承認を得なければならない。

第15条（倫理規定）倫理規定は別に定める。

第16条（改正）本規約は理事会の審議を経て、総会の承認を得なければならない。

第17条（細則）本会の運営に必要な細則は、この規約に基づき、理事会において別に定めるものとする。

附 則 規約制定：1965年11月 6日

規約改定：1995年11月25日

総会承認：1995年11月25日

規約改定：1997年11月22日

総会承認：1997年11月22日

規約改定：2000年11月26日

総会承認：2000年11月26日

規約改定：2004年11月 7日

総会承認：2004年11月 7日

規約改定：2009年10月25日

総会承認：2009年10月25日

規約改定：2012年10月28日

総会承認：2012年10月28日

規約改定：2015年11月 1日

総会承認：2015年11月 1日

規約改定：2019年11月 3日

総会承認：2019年11月 3日

規約改定：2020年11月 1日

総会承認：2020年11月 1日

規約改定：2023年10月29日

総会承認：2023年10月29日

補 遺 本会の名称は2003年11月9日の総会で変更が承認され、2004年度からELEC同友会からELEC同友会英語教育学会に名称変更をした。